

外国人による投資に対する優遇制度

1. 外国人投資企業に対する租税減免

次に定める外国人による投資に関しては、租税特例制限法により地方税（取得税、登録税、財産税）、関税、付加価値税などが減免される。

1) 減免対象事業**(1) 新成長動力産業に属する事業**

国内産業構造の高度化および国際競争力の強化に緊要な新成長動力産業に属する事業で、下表による新成長動力・源泉技術の分野別の対象技術およびこれに直接関連する素材、生産工程などに関する技術を伴う事業を営むために、工場施設（韓国標準産業分類による製造業以外の事業の場合は、事業場を言う）を設置または運営し、外国人投資金額が2百万ドル以上である場合に租税減免の要件を満たすことになる（租税特例制限法第121条の2および租税特例制限法施行令第116条の2、施行規則第51条）。

新成長技術に直接関連する素材・工程技術（添付資料を参照）

- 知能型半導体・センサー分野
- 着用型スマート機器分野
- 高機能繊維分野
- 自律走行車分野
- 電気駆動車分野
- 融合保安分野
- OLED分野
- バイオ化合物・医薬分野
- 医療機器・ヘルスケア分野
- IoT分野
- 安全ロボット分野
- 宇宙産業分野
- 3Dプリンティング分野
- 新・再生可能エネルギー分野

- エネルギー効率の向上
- 超軽量金属分野
- チタニウム

(2) 外国人投資地域への入居事業

特別市長・広域市長および道知事は、次の基準に該当する外国人による投資を誘致するために、必要な場合には外国人投資家が投資を希望する地域を外国人投資委員会の審議を経て外国人投資地域として指定することができる。業種別の指定基準は以下のとおりである（外国人投資促進法第18条および同法施行令第25条第1項）。

業種	指定基準
製造業	－外国人投資金額3,000万ドル以上
	－新成長動力産業
	－コンピュータプログラミング、システム統合および管理業
	－資料処理・ホスティングおよび関連サービス業
観光業	－外国人投資金額2,000万ドル以上 －観光ホテル業・水上観光ホテル業・韓国伝統ホテル業・総合休養業・総合遊園施設業・国際会議施設業・休養コンドミニアム業・青少年修練院・公演場・スポーツ産業振興施設・博物館および美術館
物流業	－外国人投資金額1,000万ドル以上 －複合物流ターミナル事業・共同集配センターの造成と運営 －港湾施設運営、港湾背後団地内の物流産業 －空港施設運営、空港区域内で営む物流産業 －社会基盤施設に対する民間投資事業の帰属施設を造成する事業
研究施設	－外国人投資金額200万ドル以上 －3年以上研究経験の事業に関連する分野の修士学位以上の研究専任人材の常時雇用規模が10人以上である場合
その他	－外国人投資金額3,000万ドル以上 －同一の外国人投資地域に入居する2つ以上の外国人投資企業が営む事業で、上記で規定した事業を営むための施設を新たに設置する場合

(3) 経済自由区域への入居事業

経済自由区域への入居企業（製造、観光、物流業、R&D、医療機関、事業サービス業などに限る）と企業都市への入居企業（減免業種多様）で以下のいずれかの基準に該当する場合には租税減免を受けることができる（租税特例制限法第121条の2および同法施行令第116条の2第5項）。

- 外国人投資金額1,000万ドル以上で製造業を営むために新しく工場施設を設置する場合
- 外国人投資金額1,000万ドル以上で観光ホテル業・水上観光ホテル業・韓国伝統ホテル業・総合休養業・総合遊園施設業・国際会議施設業を営むための施設を新たに設置する場合
- 外国人投資金額500万ドル以上で次に該当する場合
 - ・複合物流ターミナル事業、共同集配センターの造成・運営
 - ・港湾施設運営、港湾隣接団地内での物流産業
 - ・空港施設運営、空港区域内で営む物流産業
- 外国人投資金額500万ドル以上で新たに医療機関を開設する場合
- 外国人投資金額100万ドル以上で研究開発活動を行うために研究施設を新たに設置するか、増設する場合で、3年以上研究経験の修士学位以上の研究専任人材の常時雇用規模が10人以上である場合
- 外国人投資金額1,000万ドル以上で、エンジニアリング事業、電気通信業、コンピュータプログラミング・システム統合および管理業、情報サービス業、その他科学技術サービス業、映画・ビデオ物および放送プログラム制作業、映画・ビデオ物および放送プログラム制作に関連するサービス業、録音施設運営業、音楽およびその他オーディオ物出版業、ゲームソフトウェア開発および供給業、公演施設運営業、公演団体、その他創作および芸術に関連するサービスを営むための施設を新たに設置する場合

(4) 企業都市開発区域への入居企業

企業都市への入居企業（減免業種多様）で以下のいずれかの基準に該当する場合には租税減免を受けることができる（租税特例制限法第121条の2および同法施行令第116条の2第17項）。

- 外国人投資金額1,000万ドル以上で次の業種に該当する場合
 - ・製造業、エンジニアリング業、電気通信業、コンピュータプログラミング・システム統合および管理業、情報サービス業、科学技術サービス業、文化事業、その他
- 研究開発業で外国人投資金額200万ドル以上の場合
- 物流業で外国人投資金額500万ドル以上の場合

- 複合物流ターミナル事業、共同集配センターの造成・運営・港湾施設運営、港湾隣接団地内の物流産業

(5) 経済自由区域開発者と企業都市開発事業施行者

次のいずれかに該当する経済自由区域開発者と企業都市開発事業施行者も租税減免を受けることができる（租税特例制限法第121条の2および同法施行令第116条の2第6項）。

- 外国人投資金額が3,000万ドル以上である場合
- 外国人投資比率が100分の50以上で、開発総事業費が5億ドル以上である場合

(6) その他

済州投資振興地区開発者や済州先端科学技術団地入居企業、済州投資振興地区、済州自由貿易地区入居企業、セマングム事業地域の入居企業も租税減免を受けることができる（租税特例制限法第121条の2および同法施行令第116条の2第7項）。

2) 減免対象期間および比率

前項「1)減免対象事業」に該当する外国人による投資では、次の減免を享受することができる。

(1) 地方税（取得税・財産税）

2025年12月31日までに租税減免申請を行った外国人投資企業に対する取得税、財産税の減免の場合、事業開始日から5年間（ただし、「1) (1)新成長動力産業技術」および「1) (2) 外国人投資地域への入居事業」以外の場合は3年間）は全額減免され、それ以降の2年間は100分の50を減免される。ただし、地方自治体は減免期間を15年まで延長するか、または減免比率を上げることができる。

また、減免税額の範囲は次の数式で表すことができる（地方税特例制限法第78条）。

$$\text{算出税額} \times \text{外国人投資比率} \times \text{当該課税年度減免率} \quad (100\% \text{または} 50\%)$$

(2) 資本財にかかる関税、個別消費税および付加価値税

（租税特例制限法第121条の3）

① 免除対象

「1) (1)新成長動力産業技術」および「(2) 外国人投資地域への入居事業」に該当する事業に必要な資本財で、新株などの取得による投資申告に従い導入するものが免除の対象となる。「1) (1)新成長動力産業技術」および「(2) 外国人投資地域への入居事業」以外に該当する事業に必要な資本財は関税のみを免除する。ここでいう資本財とは、産業施設としての機械、機資材、施設品、器具、部分品、付属品、その他主務部長官が当該施設の試運転（試験事業を含む）に必要であると認める原料、予備品およびこれらの導入に伴う運賃・保険料と、設置や助言を行う技術または役務をいう。

- (i) 外国人投資企業が外国人投資家から出資を受けた対外支払い手段、または内国支払い手段によって導入する資本財
- (ii) 外国人投資家が出資目的物として導入する資本財

② 適用期間

外国人投資申告をした日から5年以内に所轄税関長へ関税法による輸入申告を完了しなければならない。ただし、工場設立承認の遅延、その他やむを得ない事由により上記の期間内に輸入申告が完了できない場合には企画財政部長官の承認を受け、6年以内の範囲とする。

③ 申請書類

申請書類は、次のとおりである。

- (i) 関税・特別消費税および付加価値税免除申請書
- (ii) 資本財など導入物品明細の検討および確認申請書の写し1部
- (iii) 減免対象出資の目的物として導入される資本財であることを証明する書類の写し1部

3) 増資の場合における租税減免（租税特例制限法第121条の4および同法施行令第116条の6）

外国人投資企業が増資する場合、当該増資分に対する租税減免（関税を含む）は最初の投資の場合と同様に関連租税減免規定を準用する。

準備金、再評価積立金、その他積立金の資本繰入による増資の場合、増資分に対する租税減免は既存株式の減免の例に従って、その減免期間の残余期間と減免比率によって減免する。ただし、外

国人投資企業が有償減資を行ってから5年以内に増資して租税減免申請をする場合、純増部分に対する外国人投資比率に限り減免する。

外国人投資申告後、最初の租税減免決定通知日から3年になる日以前に外国人投資企業が外国人投資申告金額の範囲内で増資する場合には、別途、減免を申請しなくても減免決定を受けたものとみなし、増資後、7年以内に有償減資をする場合の減免税額計算については、当該有償減資をする直前分から逆算して減資を行ったものとみなす。

外国人投資比率は、該当増資分の減免対象事業をその他の事業と区分整理して課税標準申告を行う場合には、該当増資分の減免対象事業に基づき外国人投資比率を計算する。

4) 既存外国人投資企業の事業変更に対する租税減免

租税減免期間中に事業内容を変更する場合、変更された事業内容について租税減免の決定を受け、その変更された事業に対する減免を受けるためには、同変更事由が発生した日から2年になる日までに企画財政部長官に租税減免内容の変更申請を行わなければならず、これによる租税減免内容の変更決定がある場合は、その変更決定内容は当初の減免期間の残りの期間に対してのみ適用される。

(租税特別制限法第121条の2第6項)。

仮に非減免対象事業と決定された場合は、その通知を受けた日から20日以内に通知内容に対する適正性の如何に対する審査を、証明資料を添付して書面にて要請することができる(同法施行令第116条の3第3項)。

5) 租税減免の事前確認制度(租税特例制限法第121条の2第7項)

外国人投資企業が投資する事業が租税減免対象であるか否かを、外国人投資申告をする前に申請して確認することができる。

6) 既存株式などの取得に対する租税減免排除

既存株式などの取得の場合および外国の有価証券市場に上場または登録された外国法人の株式および外国為替取引法により外国人が有している株式を出資目的物として出資する場合には租税減免ができない(租税特例制限法第121条の2第9項)。

7) 減免の申請および決定手続き

減免の申請は、租税減免を受けようとする外国人投資企業が企画財政部（ただし、外国人投資申告と同時に申請する際には産業通商資源部長官が委任した外国為替銀行の長およびKOTRAとする）へ次の申請期限までに行うこととなっている（租税特例制限法第12条の2第6項および同法施行規則第51条の3）。

- 事業開始日が属する課税年度の終了日
 - 増資の場合には外国人投資の申告があった日から2年になる日
 - 既存外国人投資企業の事業変更に対する租税減免は、事由発生日から2年になる日（当初減免期間の残余期間に限って適用）
- ※ 従来は減免申請期限の経過後に減免を申請する場合は減免を排除していたが、2010年1月1日以後、最初に租税減免を申請する分からは 外国人投資企業が上記の減免申請期限が経過した後に減免申請をし、減免決定を受けた場合は、その減免申請日が属する課税年度およびその後の残存減免期間に限り税額を減免する。この場合、外国人投資企業が減免決定を受ける前にすでに納付した税額があつても当該税額は還付されない。
- 外国人投資申告と同時に申請することができる

申請書類は、租税減免申請書3部と租税減免申請事由を具体的に証明・説明する以下の書類である。

- 当該技術に対する説明書
- 当該技術で生産または供給する製品やサービスの活用範囲を記した書類
- 生産方式および工程表（製造技術に限る）
- 経済的効果または技術的性能を証憑する資料（同種または類似製品と比較した性能、品質・費用節減に関する事項）
- 新成長動力産業の対象技術であることを証憑する以下の資料（認証書・試験合格書、技術開発関連資料、第三国供与実績など）
- 外国人投資申告済証の写し
- 租税減免決定内容公文の写し（租税減免内容変更申請の場合のみ）
- 新成長動力産業に直接関連する事業であることを証憑する以下の資料

(減免対象事業に直接関連する事業（以下、減免関連事業）は製品の全体工程のうち、新成長産業技術が使用される減免工程を除いた非減免工程の事業を意味し、減免対象事業および減免関連事業の生産方式および工程表などの資料)

また、減免可否の決定は、当該事業の主務部長官と協議し、減免申請日から20日以内となってい
るが、減免可否の決定に長期間を要すると認められる場合には20日の範囲内で延長できる。

なお、減免開始日は、最初の所得発生課税年度または事業開始日が属する課税年度から5年になる
日が属する課税年度のうち、いずれか早く到来する課税年度で、事業開始日以前に租税減免決定を
受けた外国人投資企業は、事業開始日から20日以内に所轄税務署に申告しなければならない。

2. 国公有財産の賃貸および賃貸料減免

外国人投資企業が国公有財産を賃貸または使用しようとする際、一定の条件（外国投資家が当該外国人投資企業の議決権のある株式総数または出資総額の100分の30以上を所有する企業であり、随意契約締結日から5年間にわたって当該比率を維持すること）を満たした場合、その使用料または賃貸料が減免される（外国人投資促進法第13条および同施行令第19条）。

国有財産の賃貸期間は50年以内であるが、50年の範囲内で賃貸期間の更新ができる。土地などの賃貸料は当該土地などの価額に1%以上の料率を乗じて算出する。

また、国有財産の賃貸料減免基準は、その事業内容により次のように100%、90%、75%、50%に分けられる。なお、国有財産の賃貸料の減免限度は、該当国有財産を管轄する中央官署長が定める。

(i) 100%まで減免（同施行令第19条第8項第1号イ目）

- 外国人投資地域で外国人投資企業が営む事業
- 部品・素材専門企業などの育成に関する特別措置法に基づいた部品・素材を生産する事業で、500万ドル以上である事業
- 常時勤労者200名以上を雇用する製造業を経営する事業で、250万ドル以上である事業

(ii) 90%まで減免（同施行令第19条第8項第1号ロ目）

- 常時勤労者150名以上200名未満を雇用する製造業を経営する事業で、250万ドル以上である事業

(iii) 75%まで減免（同施行令第19条第8項第1号ハ目）

- 外国人投資金額が500万ドル以上で、製造業（韓国標準産業分類上の製造業）を営もうとする事業
- 常時勤労者70名以上150名未満を雇用する製造業を経営する事業で、250万ドル以上である事業
- 社会間接資本の拡充、産業構造の調整または地方自治体の財政自立などに相当な寄与をする事業として、産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議を経て定める事業

(iv) 50%まで減免（同施行令第19条第8項第2号）

- 国家産業団地入居企業

- 一般地方産業団地、都市先端産業団地および農工団地入居企業
- 外国人投資地域として指定された地域で外国人投資企業が経営する事業

現金支援（Cash Grant）制度¹

1. 現金支援（Cash Grant）制度の定義

現金支援（Cash Grant）とは、高度技術随伴の可否、技術移転の効果、雇用創出規模、国内投資との重複可否、入居地域の適正性、地域および韓国経済に及ぼす影響などを斟酌し、工場施設の新築などの法定用途に必要な資金を当該外国人との交渉および外国人投資委員会の審議を経て、投資資金のうち一定額を現金にて支援することをいう（外国人投資促進法第14条の2）。

2. 対象

次の各号に一に該当する外国人に対して、下記の用途に必要な資金を現金にて支援する（同法第14条の2）。

- 国内産業の国際競争力の強化に緊要な産業支援サービス業および高度の技術を随伴する事業を經營するための工場施設を新たに設置するか、あるいは増設²する場合
- 先端技術および先端製品の事業を経営するために、工場施設を新しく設置し、または増設する場合（2020年8月5日から適用）
- 素材・部品³を生産するために工場施設を新たに設置するか、あるいは増設する場合
- 大統領令で定める常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創出するケースとして、工場施設を新たに設置するか、あるいは増設する場合
- 国内産業の国際競争力の強化に緊要な産業支援サービス業および高度の技術を随伴する事業に関連する分野で、修士以上の学位を有するか、あるいは事業に関連する分野での3年以上の研究経験を有する常時雇用規模が5名以上である要件を満たす研究施設を新たに設置するか、あるいは増設する場合

1 KOTRAで発行した『外国人投資ガイド2023』のうち外国人直接投資インセンティブ現金支援の一部抜粋

2 2023年4月26日より、既存の国内工場内の製造施設の新規・追加設置が可能な有休面積に工場設備を設置する場合も増設投資とみなす。

3 以下の素材・部品をいう。

1. 最終生産物の高付加価値化に貢献度が大きいもの
2. 先端技術または核心高度の技術を随伴する素材・部品で、技術波及効果または付加価値創出効果が大きいもの
3. 産業の基盤になるか、または産業間に波及効果が大きいもの
4. 需給が円滑でない場合、主力産業などの生産に支障をきたすもの

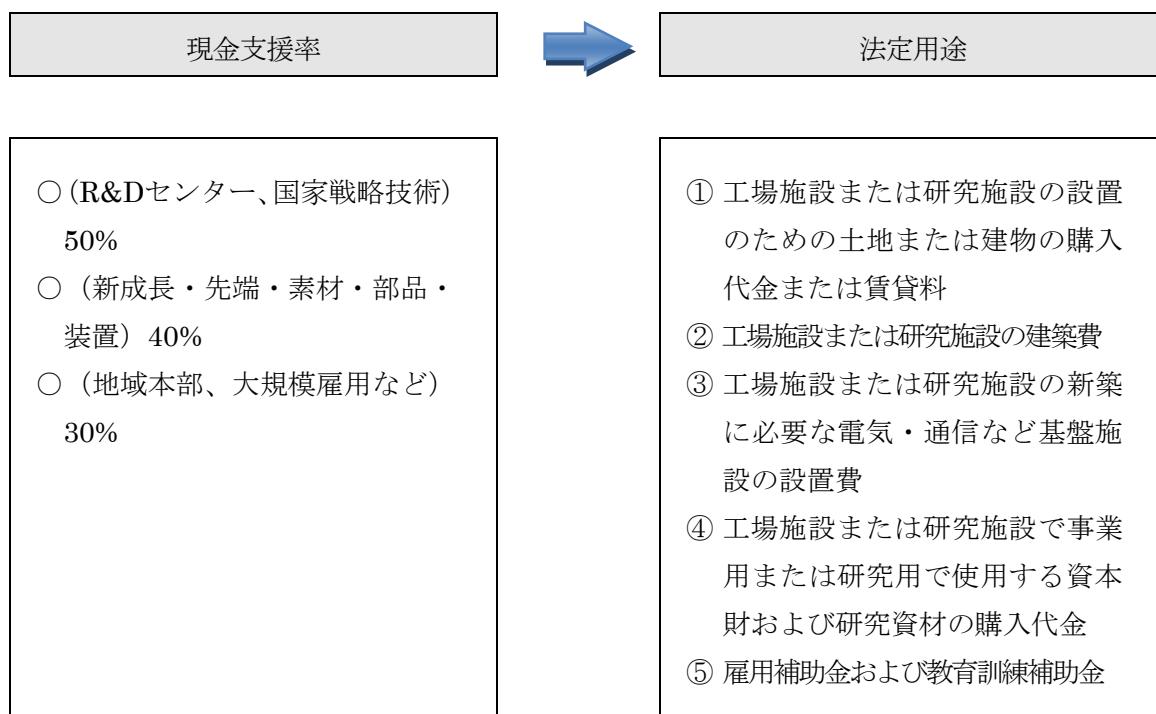
- その他、投資金額に比べて国内経済に大幅な影響を及ぼす投資⁴として、外国人投資委員会が支援する必要があると認められる場合

3. 現金支援率および用途

現金支援金額は、当該外国人との交渉および外国人投資委員会の審議を経て決定される。

現金支援率および法定用途は次のとおりである（法第14条の2、同施行令第20条の2）（図表1-4）。2022年7月からは半導体・二次電池・ワクチン分野などの国家戦略技術に該当する外国人投資に対する現金支援の最大限度が上方修正され、投資金額の最大50%まで現金支援が可能となった。また、主なサプライチェーンまたはカーボンニュートラルに貢献する投資に対する現金支援限度を算定する際には最大10%の追加支援が可能となった。

■ 図表1-4 現金支援率と法定用途



4 以下の投資をいう。

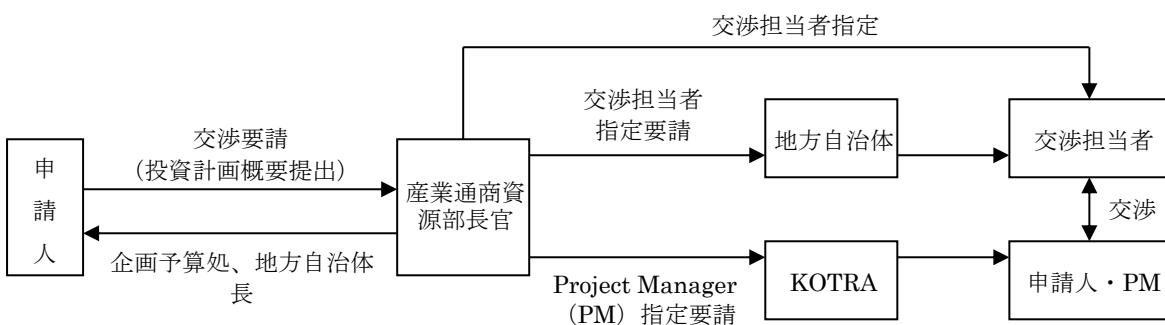
1. 2社以上の海外法人に対して、生産、販売、物流、人事など、企業の核心機能に対する支援および調整の機能を行う国内法人で、常時勤労者、親会社の要件など、産業通商資源部令で定める基準および手続を満たす地域本部を国内に設立する場合
2. 地域戦略産業または地域先導産業を行う場合で、地域経済発展に寄与するものと認められる場合
4. 先端技術または先端製品を研究開発することにより、国内産業および技術発展に大いに貢献すると認められる場合

4. 現金支援申請および支払い

1) 交渉および現金支援申請と評価

申請人は産業通商資源部長官に申請書および投資計画書を提出し、関連公務員および民間専門家で構成される評価チームが、申請書および投資計画書を次の基準に照らし合わせて評価して支援の可否や金額を産業通商資源部長官に通知する。

申請書の提出前にも産業通商資源部長官に交渉を要請することができ、この場合投資者は事前交渉を通じて支援の可能性や金額などについて把握することができる。2023年4月26日より、国家戦略技術および先端戦略技術または500万米ドル未満の外国人投資に対する現金支援事前審査の申請・審査・通知手続きの規定が整備された。事前審査の申請者は、申請書が受理された日から30日以内に現金支援の可否及び現金支援限度額の上限と下限を確認することができる（現金支援制度運営要領第15条および第16条）。



※ Project Managerとは、KOTRAの長が外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために、外国投資家または外国人投資企業別に指定したKOTRA所属支援、派遣官および外国人投資に関連する中央行政機関、地方自治体、公共機関の所属公務員または職員を意味する。

※ 現金支援評価基準

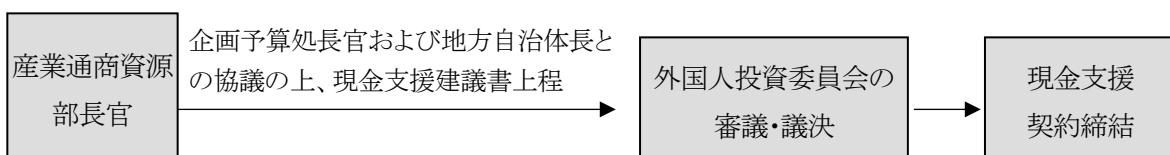
- 高度技術随伴および技術移転効果（技術性）
- 国内投資との重複いかん（産業性）
- 地域および国家経済に及ぼす影響
- プロジェクトの生存可能性（財務性）
- 雇用創出規模
- 入居地域の適正性

2) 現金支援決定および契約締結

現金支援が決定された場合、申請人と産業通商資源部長官および地方自治体長間の現金支援契約を締結することにより現金支援を履行する。

- 契約期間：投資期間と事業活動期間（投資期間以後5年間）を合わせた期間
- 契約内容：支援金支払い方法、賃貸用地の取得・賃貸、支援金の事後管理など

支援金額が10億ウォン未満の場合は、外国人投資委員会の審議・議決をもって決定可能



3) 現金支援金の支払い

現金支援が決められた翌年度に一時に支払われるか、または5年内の期間に渡って10回以内の分割で支払われる。政府は現金支援金を支払う前に補助金の還収に必要な担保を確保しなければならず、その担保の実行に問題がないと判断される場合には、担保額を企業の契約期間および支払方法によって調整することができる。

支払い項目	支払い方法
土地購入費	売買契約の締結後、中間金または最終残金で分割支払い
賃貸料	申請人と賃貸土地の所有者または委託管理人間の賃貸借契約により支払い
工場・研究施設の建築費	
工場・研究施設で事業用または研究用に使用する資本財および研究機資材の購入費	投資支出計画の履行実績を評価して支払い
工場・研究施設の新築に必要な電機・通信施設などの基盤施設設置費	
教育訓練補助金、雇用補助金	投資期間内に雇用計画の履行実績を評価して支払い

5. 現金支援受益者(申請人)の義務など

現金の支援を受けた外国人投資家または外国人投資企業は、直接または間接的に当該外国人投資企業を管理し、現金支援契約上の義務および投資支出計画を誠実に履行しなければならない。建物、施設および装備など、すべての資産（工事中の資産を含む）が満たされるような水準の復旧および交換が行われるよう、損害賠償保険の加入またはこれに相応する措置を取らなければならず、現金支援を受ける資産の取得のための契約は、公開入札、公認鑑定評価、2つ以上の見積書の入手など、現金支援金が効率的に使用できる方法で締結しなければならない。

現金の支援を受けた資産を当該事業以外の目的で使用するか、または譲渡・交換・貸付するか、あるいは担保に提供するためには、産業通商資源部長官の事前の書面同意を受けなければならない。また、現金支援金は、配当およびロイヤルティーなどで流出してはならず、当該外国人投資企業は事業以外の目的で債務保証を行うことはできない。

申請人は契約期間中は契約の履行を検討できるように十分な情報を提供しなければならず、毎年外部監査を受ける決算報告書を産業通商資源部長官に提出しなければならない。ただし、現金支援金額が10億ウォン未満の場合は、会社が作成した決算報告書および会計証憑書類の提出をもって代えることができる。また、研究開発分野は決算報告書以外に、毎年研究開発活動現況および成果に関する報告書を提出しなければならない。

1) 現金支援の用途と管理方法

現金支援の管理方法は用途により異なり、次のようにまとめることができる。（例）

(1) 現金支援の用途が土地買入費および賃貸料である場合

国家および自治体から支援を受けて買い入れた用地は、分譲契約後5年内は処分不可である。また、契約後10年内に処分する際には、売却代金のうち国家および自治体の支援比率に該当する金額は還収される。

(2) 現金支援の用途が教育訓練および雇用補助である場合

当該補助金支払い対象勤労者を3年以上雇用しなければならず、3年内に解雇する時は期間比例によって補助金を追徴（理工系インターン社員は除く）する。

(3) 現金支援の用途が建築費、施設装備購入費、基盤施設設置費である場合

現金支援契約書に明示されている外国人投資金額より実際の外国人投資金額が少ない場合、当該過小金額の比率に従って現金支援金額を減額調整する。

2) 現金支援の取消・撤回・還収

次の要件①～③に該当する場合は、現金支援の取消、撤回、減額、還収などが行われる。

要件① 虚偽・不當な方法による申請

要件② 契約上義務の不履行

要件③ 契約期間中、不渡りなどで事業の営為が不可能な場合

(1) 手続き

契約履行を促すか、または釈明の機会を与えた後、外国人投資実務委員会の審議・議決を経て契約取消・撤回および支援金額の減額・還収ができる。

なお、要件②において、申請人が現金支援金の返還の代りに契約期間の延長を要請する場合には、特別な事情がない限り期間延長を許容する。

(2) 還収金額

現金支援契約を解約または解除、現金支援金額を減額し、または還収する場合、申請人が返還しなければならない額は下記のとおりである。

- (i) 投資期間内に当該事業をこれ以上営むことができなくなった場合には支給した現金支援金の全額、投資期間内に当該事業をこれ以上営むことができなくなった場合には支給した現金支援金に投資期間の未達成率を乗じた額、投資期間内に約定した投資執行義務を履行することができなかった場合には現金支援金に投資執行の未達成率を乗じた額、投資期間内に約定した最低限課せられる雇用義務を履行することができなかった場合には雇用未達成率を乗じた額のうち、大きい額とする。
- (ii) 事業運営期間内に約定した義務を履行することができなかつた場合においても第1号の規定を準用する。
- (iii) 現金支援金の全部または一部を還収しなければならない場合には、現金支援契約に基づく追徴対象の利子および附帯費用